

兒童扶養手当 支給停止関係届
特別児童扶養手当

上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 市町村長

注 意

1 ①の欄について

- (1) 手当が一部支給停止となつている方が全部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。この場合には「(変更)」を○で囲んでください。
- (2) イの「扶養義務者に扶養されるようになった」とは、受給者が父又は母の場合には、父又は母と民法第877条第1項に定める扶養義務者（以下単に「扶養義務者」という。）とが生計を同じくするようになった場合を指し、受給者が養育者の場合には、養育者が扶養義務者に生計維持されるようになった場合を指します。
- (3) ハからヘまでの「児童扶養手当法第9条の児童」とは、父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。
- (4) ヘの「該当しなくなつた」とは
 - 1) 児童があなた以外の人の養子となつた
 - 2) 生死不明の父又は母が生存していることがわかつた
 - 3) 父又は母の拘禁が終了した
 - 4) 児童の父又は母が明らかになつたなどの場合をいいます。
- (5) 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童の数が減つた場合（いなくなつた場合を除きます。）には、併せて手当額改定届を出してください。
- (6) 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童がいなくなるなど資格がなくなる場合には、資格喪失届を出してください。

2 ②の欄について

- (1) 手当が全部支給停止となつている方が一部支給停止となる場合にも、この欄に記入して下さい。この場合には「(変更)」を○で囲んでください。
- (2) 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童の数が増えた場合には、併せて手当額改定請求書を出してください。

3 この届けに添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。

- (1) ①の欄のイ又は②の欄のイ若しくはロに該当する方は、あなたと扶養義務者の続柄が明らかになる書類、扶養義務者の前年又は前々年の所得が明らかになる書類及び扶養されるようになった（又は扶養されなくなつたか扶養義務者が死亡した）ことが明らかになる書類
- (2) ①の欄のロ又は②の欄のハ若しくはニに該当する方は、配偶者と婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）した（又は婚姻を解消したか配偶者が死亡した）ことが明らかになる戸籍の謄本又は抄本などの書類、配偶者の前年又は前々年の所得が明らかになる書類及び世帯の全員の住民票の写し
- (3) ①の欄のハに該当する方は、養子縁組をしたことが明らかになる戸籍の謄本又は抄本
- (4) ①の欄のニ又は②の欄のホに該当する方は、養育しなくなつた（又は養育するようになった）ことが明らかになる書類と世帯の全員の住民票の写し
- (5) ①の欄のホに該当する方は、死亡を証する書類
- (6) ①の欄のヘ若しくはト又は②の欄のヘ若しくはトに該当する方は、その事実が明らかになる書類

4 この届けについて分からないことがありましたら、市役所、又は町村役場の人によく聞いてください。